

平成25年8月29日

お知らせ

件名	地域マリンビジョンに係るモデル地域の募集について
----	--------------------------

お知らせ内容

北海道開発局は、北海道における水産業や漁港漁村の将来像を示した「北海道マリンビジョン21」の実現に向け、地域マリンビジョンに取り組んでいる地域の中から、「モデル地域」を追加募集（5次）することとしましたので、お知らせします。

1. 応募要領 別紙参照
2. 応募期限 平成26年3月31日まで

	所属	役職名	氏名	代表電話
問い合わせ	北海道開発局 農業水産部水産課	課長補佐	首藤 敦	709-2311 内線 5593
わせ先	北海道開発局 農業水産部水産課	漁港漁村係長	西村 裕毅	709-2311 内線 5599

モデル地域の募集について

北海道開発局は、北海道における全国への水産物供給基地としての役割を将来にわたり守り育てていくため、北海道水産業・漁港漁村の将来像を示した「北海道マリンビジョン21」を平成16年に策定しましたが、その後の情勢変化等に対応するため、平成25年6月に改訂版を策定・公表したところです。

北海道マリンビジョン21（改訂版）の実現に向け、下記のとおりモデル地域を追加募集（5次）します。

記

1 応募資格

北海道開発局が定めた「地域マリンビジョン策定要領」（以下、「要領」とする。）に従って地域マリンビジョンを策定した市町村長。

2 指定基準

要領の5（2）に規定する指定基準の全てに該当する地域をモデル地域に指定します。

また、モデル地域の指定が適当と認められない地域であっても、北海道マリンビジョン21の具現化に資すると見込める地域については、モデル地域に準じて推進地域として指定します。

3 スケジュール

平成26年3月31日17時に募集を締め切り（時間厳守）、所定の手続きを経て平成26年度中に指定します。

4 提出書類

応募にあたっては、要領の4に規定する地域マリンビジョンに係る計画書を提出して下さい。

また、提出に際しては、地域マリンビジョンの概要版を添えて下さい。

5 提出及び問い合わせ先

応募書類は、郵便にて提出して下さい（郵送以外は受け付けません。）。

国土交通省北海道開発局農業水産部水産課漁港漁村係

住所：札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311
担当：課長補佐（内線5593）、漁港漁村係長（内線5599）

6 モデル地域及び推進地域への措置

モデル地域及び推進地域に指定された市町村には認定書を交付します。

また、地域マリンビジョンの推進に必要な情報を提供するとともに、地域マリンビジョンの取組の進捗や熟度に応じて、関係する第3種及び第4種漁港の整備を効果的に実施します。

7 その他

モデル地域及び推進地域に指定された地域（過年度の指定地域も含む。）には、毎年度末フォローアップ結果を報告して頂くこととなります。

北海道開発局は、当該地域マリンビジョンを北海道マリンビジョン21（改訂版）に照らし合わせるとともに、その進捗状況も踏まえ、モデル地域又は推進地域として期待できないと認められた場合には、その旨及びその理由を通知するほか、改善に向けた技術的な助言を行います。

次年度においても改善がなされない場合には、指定を見直すこともあります。

以 上

地域マリンビジョン策定要領

最終改正 平成25年 8月28日

国土交通省 北海道開発局

1 目的

水産物の安定供給と水産業の健全な発展を目指し、活力ある水産業や漁村の将来像を実現するため、北海道の資源を活かしながら、漁業者、関係団体や行政の役割分担を踏まえた長期的構想として、北海道開発局は「北海道マリンビジョン21」を策定している。本構想の具現化のためには、全道一律、画一的な方策ではなく、それぞれの地域の地理的・社会的・経済的特色を生かした取組が極めて重要であり、地域自らが自主的に本構想に基づいた地域マリンビジョンを策定、推進することが望まれる。

本要領は、北海道開発局からモデル地域の指定を受けようとする地域が、地域マリンビジョンを策定するにあたって必要な事項を定めたものであり、地域の主体的な取組による地域マリンビジョンの策定を通じて、将来の水産業振興と地域活性化を図ることを目的とするものである。

2 対象地域

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港を含むことを原則とし、その漁港及び背後集落を中心に沿岸海域を含む一体的な地域など、当該市町村において地域マリンビジョンを実現するために一体的な取組を実施する必要がある地域とする。

3 地域マリンビジョン策定主体

策定主体は市町村とする。なお、対象地域が複数の市町村に含まれる場合は、関係市町村が連名で地域マリンビジョンを策定すること。

4 地域マリンビジョンの策定

地域マリンビジョンに係る計画書(以下「計画書」という。)の作成にあたっては、別記様式を基本とし、関係事業等の基本計画との整合に配慮しつつ、以下について記述する必要がある。

- (1) 対象地域の概要
- (2) 対象地域の課題と目指す姿
- (3) 構想実現に向けての取組
- (4) フォローアップ計画

また、上記に定める事項のほか、策定主体は「〇〇地域マリンビジョン協議会(以下「地域協議会」という。)」を設置して、十分な助言を得ることを原則とする。地域協議会は、市町村、漁業協同組合、その他関係機関等で構成するものとする。地域

協議会の開催にあたっては、構成員とは別にアドバイザーとして振興局及び開発建設部の出席を求め、必要な情報等を受けることとする。

なお、地域マリンビジョンの実現のため、策定主体は地域マリンビジョン策定後においても地域協議会を適宜開催し、関係機関の助言・協力を得ながら、当該地域マリンビジョンの円滑な推進を図ることが望まれる。

5 モデル地域

(1) モデル地域

地域マリンビジョンを策定した地域のうち、計画書に定める地域の目指す姿及び取組の内容に独創性・先駆性が認められ、他地域のモデルとして見込める地域については、北海道開発局は「モデル地域」として指定する。また、北海道マリンビジョン21の具現化に資すると見込める地域については、「推進地域」として指定する。

市町村は、モデル地域の指定を受けようとする場合、北海道開発局の募集に合わせて計画書を提出するものとする。北海道開発局は、外部の有識者による第3者委員会における講評を参考に、指定基準に照らし適当であると認められる地域を指定するものとする。

(2) 指定基準

モデル地域の指定基準は以下のとおりとして、全てに該当することを要件とする。推進地域の指定基準は以下の基準のうち、ロ以外全てに該当することを要件とする。

イ. 当該地域マリンビジョンが、地域のポテンシャルを活かすとともに個性ある計画となっていること。

ロ. 当該地域マリンビジョンが、独創性、先駆性、広域性のいずれかが認められるとともに、他地域のモデルとして見込め、北海道マリンビジョン21の具現化に資する計画となっていること。

ハ. 当該地域マリンビジョンが、地域協議会の十分な議論・調整を踏まえた計画であること。また、地域マリンビジョン策定後にあっても、継続的な地域協議会の開催を通じて当該地域マリンビジョンの円滑な推進を図る計画となっていること。

ニ. 当該地域マリンビジョンに位置付けられている拠点漁港が、北海道マリンビジョン21の趣旨に鑑み、次のいずれかに該当する計画となっていること。

①衛生管理流通拠点漁港

食の安全・安心を産地で支える流通の拠点となる漁港で、水産物の漁獲から陸揚げ、荷捌き、流通・加工に至る一連の衛生管理体制を構築するため、漁港において屋根付き岸壁や清浄海水取水施設等の衛生管理機能が確保されるとともに、加工原料を含めた水産物の安定生産・確保に加え、輸出促進の取組も進められるなど、衛生管理流通拠点としての機能が確保されていること。

②増養殖支援拠点漁港

種苗生産、中間育成などの栽培漁業や養殖の拠点となる漁港で、育成水域や港内の水質保全のための海水交流機能の確保に加え、藻場や生態系など漁港周辺の水産環境と調和した構造の施設整備が進められるなど、増養殖支援拠点としての機能が確保されていること。

③都市漁村交流拠点漁港

都市部や観光拠点に近接し、海洋レクリエーションニーズが大きい漁港であり、遊漁船や観光船等の係留・発着の場、体験学習や料理実習の場、直販場など水産物の提供の場が確保されるなど、地域の資源を有効に活用しつつ、安全性・親水性に留意した都市漁村交流拠点としての機能が確保されていること。

④防災減災支援拠点漁港

災害時において、緊急物資の搬入や水産物の安定供給機能を確保する防災拠点として機能する漁港で、岸壁の耐震化、津波の耐性を高めた防波堤や人工地盤の整備、津波漂流物対策とともに、関係者の連携により避難計画や事業継続計画（BCP）の策定も進められるなど、防災減災支援拠点としての機能が確保されていること。

⑤環境保全・循環型社会拠点漁港

森・川・農・海の水系単位の環境保全や再生可能エネルギーの積極活用など環境意識の高い漁港で、植林や海の森づくりの活動体制の構築とともに、排水処理施設や水産加工残滓等のリサイクル施設の整備、雪氷熱や風力など再生可能エネルギーの活用が進むなど、環境保全や循環型社会形成の取組に向けた拠点としての機能が確保されていること。

ホ. 地域マリンビジョンの実現に向けた取組内容が各取組主体ごとに明確になっているほか、それらの取組が地域において継続的に行われる等、地域マリンビジョン及び取組主体の熟度が認められること。

(3) 指定の見直し

モデル地域又は推進地域の指定を受けた市町村は、毎年度3月末日において、当該年度の進捗状況を、地域協議会の承認を経て北海道開発局へ報告するものとする。その際、地域マリンビジョンに変更があった場合は併せて報告するものとする。

北海道開発局は、当該地域マリンビジョンを北海道マリンビジョン21に照らし合わせるとともに、その進捗状況も踏まえ、モデル地域にあっては他地域のモデルとして見込むことが期待できないと認められた場合、推進地域にあっては北海道マリンビジョン21の具現化に資することが期待できないと認められた場合には、当該市町村に対してその旨及びその理由を通知するほか、改善に向けた技術的な助言を行い、次年度報告において改善がなされていない場合には、その指定を見直すことがある。

別記様式

〇〇地域マリンビジョン計画書

北海道開発局長 殿

市 町 村 長 名 印

1 地域の概要

地 域 名	漁 港 名
地域の概要	
位 置 図	
写 真 等	

備考

「漁港名」…漁港が複数ある場合は、拠点となる漁港を先頭に全ての 漁港名を記載すること。また、連携する港湾があれば記載すること。

「地域の概要」…各地域マリンビジョンの内容に関する当該地域の現況を記述すること。

2 地域の課題と目指す姿

地域の課題
目指す姿

備考

「地域の課題」…北海道マリンビジョン21を踏まえ、策定する地域マリンビジョンを念頭に、当該地域の課題を整理すること。

「目指す姿」…北海道マリンビジョン21を踏まえ、当該地域のマリンビジョンとして目指す中長期的姿を示すとともに、拠点となる漁港を中心に具体的な将来像を示す。また、概ねの計画期間、目指す成果としてのアウトカムによる記述もすること。

3 構想実現に向けての取組

取組の内容

備考

「取組の内容」…地域マリンビジョンの実現に向けて、地域協議会及び地域協議会を構成する各主体が取り組む内容を、時期を明確にして記述すること。また、地域協議会の開催計画についてもあわせて記述すること。

4 フォローアップ計画

フォローアップ

備考

「フォローアップ」…地域マリンビジョン全体の進捗状況及び各主体の取組の進捗状況について、毎年度PDCAサイクルに基づいてフォローアップすることを原則とし、その手順及び共有方法を記述すること。

5 その他参考資料

参考資料

備考

「参考資料」…地域マリンビジョンの参考となる資料を適宜添付すること。地域協議会の構成、議論結果、将来構想のイメージ図等。